

市会議第15号

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例の制定について

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月13日提出

提出者 文化環境委員会委員長 湯浅 光彦

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例

京都市交通安全基本条例の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「飲酒運転等」を「危険運転」に改め、同条第1項中「その他」を「、あおり運転その他の」に、「無謀な」を「危険な」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

あおり運転等の危険な運転の根絶に向けて規定を改める必要があるので提案する。